

東かがわ市告示第**36**号

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年**3**月**26**日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市産業振興及び企業立地促進に関する条例施行規則（平成30年東かがわ市規則第8号）第5条に規定する補助金の交付のうち、東かがわ市産業振興及び企業立地促進に関する条例（平成30年東かがわ市条例第4号。以下「条例」という。）第3条第3号に規定する事業者に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 投下固定資産額 当該対象施設の設置に必要な建物、土地及びその附属設備のほか、構築物、機械及び装置、工具、器具、備品の取得価額及び改修費用の合計額をいう。
- (2) 新規常用雇用者 当該対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が30時間以上のものをいう。
- (3) 新規短時間労働者 当該対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満のものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(交付申請)

第3条 事業者は対象施設を設置しようとする場合において、条例の趣旨に合致するものとして、対象施設の区分ごとに別表第1で定める要件を満たすときは、補助金の交付申請をすることができる。ただし、同一年度に東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱（平成30年東かがわ市告示第39号）に基づく補助金を申請した事業者は申請をすることができない。

2 申請は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする前日までに、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 事業の概要を記載した書類
- (2) 投下固定資産の内訳を記載した書類
- (3) 従業員の雇用計画を記載した書類
- (4) 資金調達の計画を記載した書類
- (5) 位置図、設置計画図及び平面図
- (6) その他市長が必要と認める書類

により交付決定事業者に通知し、補助金を予算の範囲内において交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該決定に係る対象施設が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の規定による交付決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他当該補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、当該事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該事業者が既にその補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(準用規定)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する事項については、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号）の規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	対象施設	要件
第1号 (設備 投資)	工場 試験研究施設 物流施設 観光施設 情報処理関連施設 商業施設	当該対象施設の投下固定資産額（対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日までに稼動していない業務開始前3年以内のものに限る。）が500万円以上であること。
第2号 (創業 等)	創業施設 サテライトオフィス	次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 (ア) 当該対象施設の投下固定資産額（対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日までに稼動していない業務開始前3年以内のものに限る。）が50万円以上であること。 (イ) 補助金の交付申請時に申請者若しくは対象施設の従業員のうち少なくとも1人が市内に住所を有し定住が見込まれるもの

	人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に、当該人数が5人以上は15万円を、5人未満は10万円を乗じて得た額
--	---

備考 土地の算定については、当該土地を敷地とする対象施設の建設の着手があった場合における当該土地に限るものとし、新增設した対象施設の水平投影部分に係る面積に相当する部分とする。

2 別表第1第2号（創業等）の補助金算定

区分	算定額
(1) 業務開始日から1年を経過した日の前日まで	次に掲げる額の合計額（ただし、一の事業者において1年度につき2百万円を上限とする。） (ア) 投下固定資産額（家屋、土地及び償却資産については対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日までに移動しておらず、業務の開始の日前3年以内に取得したものに限り。）に2分の1を乗じて得た額 (イ) 補助金の交付申請時の新規常用雇用者数及び当該申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に20万円を乗じて得た額
(2) 業務開始日から2年を経過した日の前日まで	補助金の交付申請時の新規常用雇用者数及び当該申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均人数のいずれか少ない方の人数から区分(1)の(イ)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に20万円を乗じて得た額
(3) 業務開始日から3年を経過した日の前日まで	補助金の交付申請時の新規常用雇用者数及び当該申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均人数のいずれか少ない方の人数から区分(1)の(イ)に規定する人数と区分(2)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に20万円を乗じて得た額

備考 土地の算定については、当該土地を敷地とする対象施設の建設の着手があった場合における当該土地に限るものとし、新增設した対象施設の水平投影部分に係る面積に相当する部分とする。

年 月 日

東かがわ市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の職・氏名

（法人の場合法人番号 ）

（個人にあつては、住所及び氏名）

連絡先（担当者）

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付申請書

年度において東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金の交付を受けたいので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第3条第2項及び第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 添付書類	(1) 補助事業計画書（別紙1） (2) 投下固定資産額内訳書（別紙2） (3) 従業員雇用計画書（別紙3） (4) 資金調達計画書（別紙4） (5) 申告書（別紙5） (6) 各経費の見積書 (7) 位置図、図面 (8) その他市長が必要と認める書類
3 備考	

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付決定（変更交付決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定（変更決定）したので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 補助金の 交付決定額	円
3 交付条件	(1) この補助金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。） イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (3) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書等を提出してください。 (4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (6) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。 (7) 同一の対象経費について、国・県等の補助事業に申請する場合（した場合）には、実績報告書を提出する前に市に報告（相談）してください。
4 備 考	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者の職・氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

補 助 事 業 等 変 更 届 出 書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおりその内容等を変更したいので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 変 更 し た 事 業 の 内 容	
2 変更後の着手・ 完了予定年月日	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
3 添 付 書 類	(1) 変更後の補助事業計画書（別紙1） (2) 変更後の投下固定資産額内訳書（別紙2） (3) その他参考書類
4 備 考	

業 務 開 始 届 出 書

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、業務を開始したので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

4 業務の開始年月日

年 月 日

5 添付書類の目録

業 務 廃 止 （休 止）届 出 書

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、
業務を 廃止 したので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき
休止
届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 業務の開始年月日

年 月 日

4 業務の廃止（休止）年月日

年 月 日

5 業務の廃止（休止）理由

6 業務を廃止した場合にあっては、廃止後の施設の跡地の利用方法

7 業務を休止した場合にあっては、業務の再開予定年月日

年 月 日

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の職・氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第10条第2項及び第3項の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金の額	円
2 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
3 添付書類	・投下固定資産に係る資料 (1) 投下固定資産一覧表 (2) 施設図面 (3) 補助対象経費決算の根拠となる証拠書類 (領収書、請求書、会計監査に関する書類等) (4) 補助事業等の実施状況を示す書類（写真等） ・新規雇用者の雇用に係る書類 (1) 労働者名簿 (2) 雇用条件通知書及び同意書 (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証 (4) 出勤簿 (5) 賃金台帳 (6) 住民票 (7) 新規雇用者の写真 ※(1)～(3)については雇用時点のもの (4)～(5)については6か月分の実績 ・補助対象企業に係る書類 (1) 市税完納証明書 (2) 組織図
4 備考	

第 号
令和 年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助事業等の実績報告に係る補助金等の額については、次のとおり確定したので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第10条第 4 項の規定により通知します。

1 交 付 年 度	年度
2 補助金等の 交付決定額	円
4 交 付 条 件	(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (3) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。